

令和6年版

きやまちょう

基山町

きょうどうかすいしんけいかく

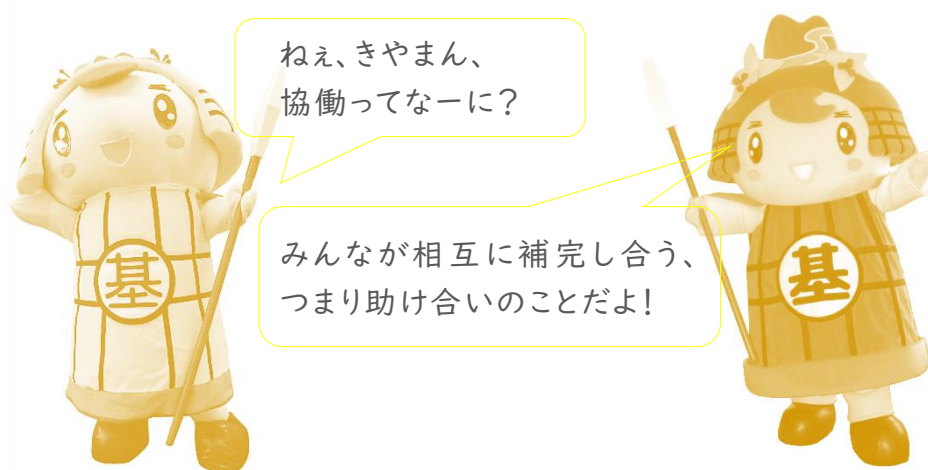
協働化推進計画

令和6年6月作成



目 次

- (1) はじめに …p.1
- (2) 協働とその領域 …p.2
- (3) 本計画の考え方 …p.3
- (4) 本計画の構想図 …p.4
- (5) 協働推進の取り組み …p.5
- (6) 参考・用語の定義 …p.6～7
- (7) おわりに …p.8



(1) はじめに

従来、公共的な取り組みは、国または県、若しくは市町村が担うものととらえられていました。このため、地方公共団体において、自らが企画・立案・従事する「自己完結型」の事業を進めてきました。

現在は少子高齢化・地域課題の多様化に伴い、地方公共団体だけで「公共」を担うことに限界を迎えています。これからは、町民の皆さんをはじめ、まちづくり活動団体など、さまざまな組織と力を合わせることで、より大きな成果を挙げる「協働」の取り組みを進めることが求められています。

平成23年4月に施行した基山町まちづくり基本条例では、町民主体のまちづくりを基本理念とし、まちづくりを協働により進めていく基本的なルールを定め、町民をはじめ事業者、議会、町の責務を明らかにすることで、町民が主体となる自治の実現を目的として制定しました。

協働は、町民や行政双方の取り組みとした歯車が上手くかみ合うことにより相乗効果をあげながら進むものです。町はこの推進計画を基に、協働の意識強化、協働体制の推進を実施することで、協働の取り組みを進めていきます。

基山町において、町民が主体となったまちづくりが、より良い方向へ進んでいくことを期待します。



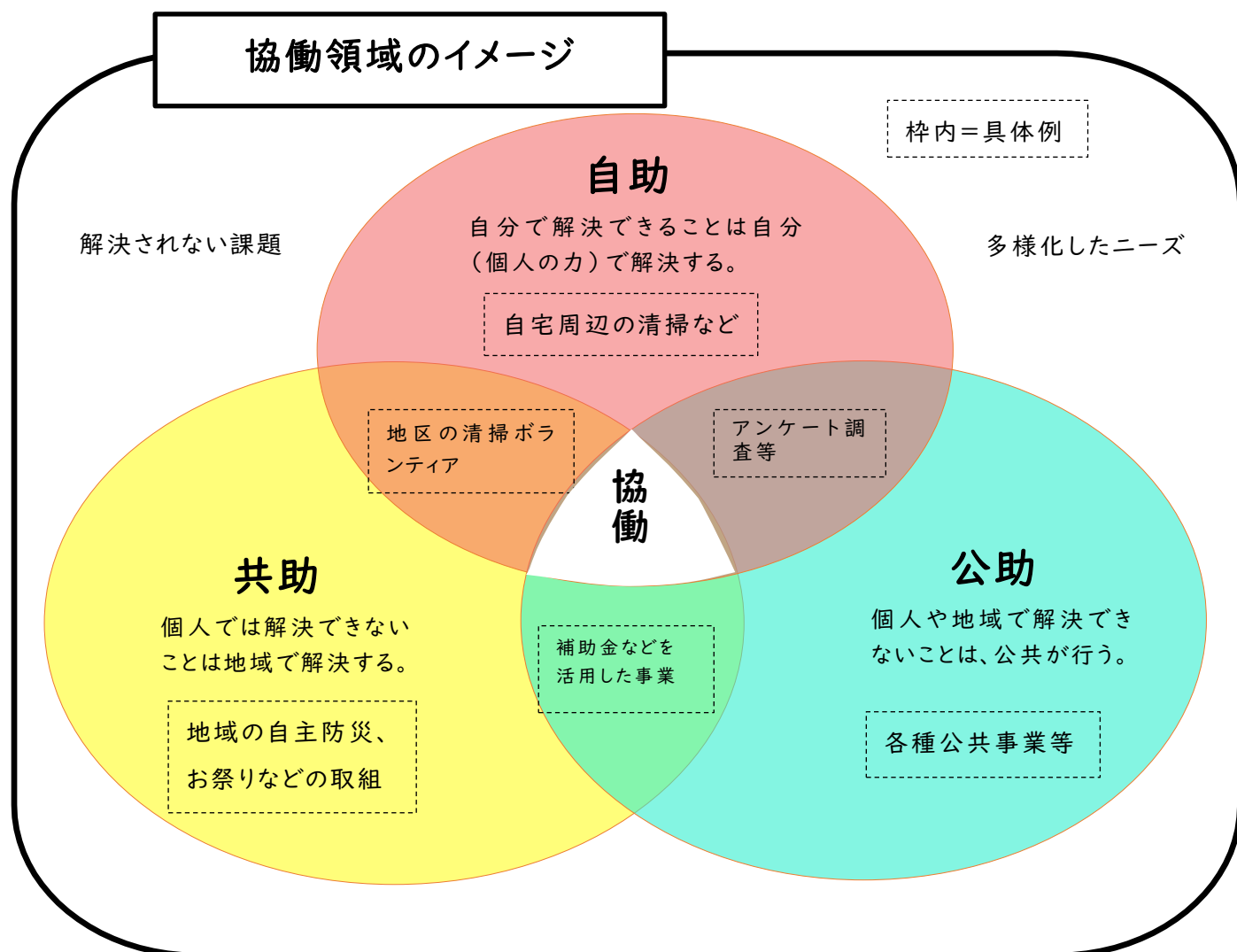
(2) 協働とその領域

町民と行政が協働のまちづくりに取り組むにあたって、多様なニーズに対応し、効果的な成果を得るためには、それぞれの役割分担を的確に捉える必要があります。

地域課題の解決をもとに考え、協力して行動する相手に対する依存や押し付けなど負担を求めあうものであってはいけません。

「協働」とは

町民、議会及び町がそれぞれの立場と特性を尊重しながら自己の役割と果たすべき責務を認識し相互に補完、協力し合いながら活動する営み



(3) 本計画の考え方

基山町協働化推進計画は、第5次総合計画と同調し町民参加と協働を推進するために策定するものです。

また、同時に総合計画で掲げられた『まちづくり人口7,000人』の目標達成に向け、協働化推進という視点に立った、より詳細で具体的な取り組みを策定しています。

協働+idea(第5次総合計画中間見直しより抜粋)

項目	指標名	H26	中間報告 (R2)	5年後(R7)
1 まちの結束	隣近所と付き合いがあると回答した割合(満足度指数)	65.7%	58.1%	75%
2 人権・男女共同参画	町民一人ひとりの人権意識の向上への取組(満足度指数)	48.3%	54.3%	60%
3 情報公開	広報等町民の立場に立った情報提供への取組(満足度指数)	63.4%	70.1%	80%
4 行財政	住民ニーズに対応した行財政運営による町民満足度向上への取組(満足度指数)	42.6%	55.3%	60%
5 まちづくり人口	定住または職業の有無に関わらず、町内で「社会的・生産的活動」を行っている人口をその対象ととらえます。	5,643 人 (H25 年度)	6,224 人	7,000 人

各実績数値

項目	指標名	H26	現状(R5)	2年後(R7)
1 まちの結束	町内で活動する町民活動団体数(NPO 法人含む)	40	56	70
	まちづくり計画策定団体数	2	2	3
3 情報公開	審議会等の町民参加の手法が取られた回数	10	34	35

(4) 本計画の構想図

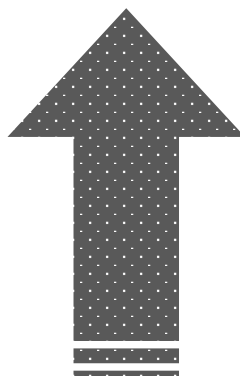
基山町協働化推進計画は、下記の構想図のとおり第5次総合計画の基本理念である『みんなが進める協働のまちづくり』の実現とまちづくり人口の増加を図ってまいります。



まちづくり人口 7,000人

まちづくり人口とは

定住または職業の有無に関わらず、町内で「社会的・生産的活動」を行っている人口をその対象ととらえます。従来の生産年齢人口などの区別にとらわれず、まちの活力を示す指標です。



体育協会登録者数 ↑
文化協会登録者数 ↑
スポーツ大国きのくに登録者数 ↑
アダプトプログラム登録者数 ↑
まちづくり活動団体登録者 ↑
その他ボランティア協力者 ↑

協 働 化 推 進

1. まちづくり基本 条例で掲げられた 各種制度

①町民提案制度

②まちづくり計画制度

③重要な計画等へ
の町民参加制度

④行政評価制度

2. 協働のまちづくり で取り組む各種制度

①アダプト・
プログラム

②CSO提案型
協働創出

3. 第5次総合計画・ 実施計画で掲げられ た各種制度

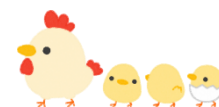
①地域担当職員制度

②まちづくり基金事業

③協働のまちづくり
推進事業

④コミュニティ活動
推進事業

(5) 協働化推進の取り組み



	概要	協働の仕組み	根拠法	(R6) 目標	(R5) 実績
1	町民からの提案意見及び要望を積極的に取り入れることで、町民ニーズの把握に努めます。また、回答を情報公開コーナー及びホームページに公開することで、情報の共有に努めます。	町民提案制度 (提案)	まちづくり基本条例第16条 まちづくり基本条例施行規則第10条～11条	3件	0件
		町民提案制度 (要望)		-	4件
2	まちづくり計画を自治会、地域コミュニティや町民活動団体との協働による策定を目指すとともに、補助金制度を含め計画策定団体が活動できる仕組みづくりに努めます。	まちづくり計画の策定(改訂)	まちづくり基本条例第17条 まちづくり基本条例施行規則第12条～17条	1件	1件
3	町の基本構想や各種計画の策定、大規模な公共施設建設などにおいて、5つの町民参加の手法を採用し、町民の意見等を反映することに努めます。	重要な計画等への参加	まちづくり基本条例第23条、第24条	14件	13件
4	事務事業評価を行い、今後の行政評価に対する職員の理解の浸透を図り、町民に対する行政事務の説明責任を果たすことを目的としています。	行政評価制度	まちづくり基本条例第26条、第26条の2	75件	73件
5	町内の道路の美化は、町民団体や個人の皆さんの協力のもと、町はごみ袋、かま、刈払機の刃等の道具や活動保険の加入を担い、町民は道路等の清掃や除草作業などを担うことで、協働による公共施設の美化推進を図ります。	アダプト・プログラム事業(登録者)	基山町アダプト・プログラム実施要綱	915人	903人
6	地域課題の円滑な解決を支援することにより、地域と行政の協働のまちづくりの一層の推進を図ります。	地域担当職員制度 (運営委員会以外の参加)	基山町地域担当職員制度実施要綱	5回	1回
7	町内で自発性に基づき、自立的・継続的に地域社会に役立つ活動を行う営利を目的としない「まちづくり組織」に対し、まちづくり基金を利用し、支援することで協働のまちづくりを進めます。	まちづくり基金事業 (団体数)	基山町まちづくり基金事業補助金実施要綱、交付要綱	5団体	6団体
8	基山町まちづくり基本条例に基づき、町民参加と協働を推進するため、基山町まちづくり推進審議会は、その実施状況を監視し、調査及び審議し、必要に応じて町に提言を行います。	まちづくり推進審議会開催	基山町まちづくり推進審議会条例	3回	3回
9	宝くじの社会貢献広報事業であるコミュニティ助成事業を利用して、町内のコミュニティ組織及び自主防災組織に対して補助金を交付します。	コミュニティ活動推進事業	基山町コミュニティ助成事業補助金交付要綱	1団体	0団体
10	佐賀県では住民満足度の向上や住民自治の活性化等を目的に、CSOから県や市町への提案を受け付け、県民協働による事業の創出を図ります。	佐賀県CSO提案型協働創出事業 (佐賀県事業)	佐賀県CSO提案型協働創出事業実施要領	3件	3件

(6) 参考・用語の定義

「協働」とは

町民、議会及び行政がそれぞれの立場と特性を尊重しながら自己の役割と果たすべき責務を認識し、相互に補完、協力し合いながら活動する営み。

「町民」とは

町内に居住する人のほか、町内で働く人や学ぶ人など、基山町で活躍する個人、町内において営利目的に活動する企業等

「町民活動団体」とは

町内で実施される自主的な社会貢献活動を組織的かつ継続的に実施している団体

「地域コミュニティ」とは

地域性と共通認識を基盤に地域内の課題を自ら取り組むことを目的として自主的に形成された団体

「町民提案」とは

基山町まちづくり基本条例第16条で規定され、町民のまちづくりに参加する権利の具体策として、まちづくりに関する「施策」や「具体的な事業」に対して、提案、意見及び要望を提出することです。提出された提案等は原則公表し、回答も公表することにより情報の共有を図ると共に、提案等の中から具体的に採用できるものは、実現化を図ることとされています。

「まちづくり計画」とは

基山町まちづくり基本条例第17条で規定され、一定の活動領域を代表するものとして町の認定を受けた「町民活動団体」や「地域コミュニティ」は、その活動分野における課題解決や活動の活性化のため、調査・検討して将来計画を策定したもの。

「行政評価」とは

基山町まちづくり基本条例第26条第2項で規定され、総合計画に基づく実施計画の成果及び到達度を明らかにしたもの。行政評価は公表され、行政評価結果は、施策等の見直しや実施計画の進行管理、予算編成に反映させることとされています。

「基山町まちづくり推進審議会」とは

基山町まちづくり基本条例第27条で規定され、町民参加と協働を推進することを目的に設置された審議会。基山町まちづくり推進審議会条例で組織及び運営に関して規定され、先の目的達成に向けた監視機関、諮問機関、提言機関としての地位が与えられ、町は審議会からの提言は公表し、尊重し、必要な措置を講じなければならないとされています。

「アダプト・プログラム」とは

道路や公園などの公共施設を養子にみ立てて、住民が里親となって、わが子へ注ぐ愛情と同様に草刈りや清掃などの管理をしていただく制度

「CSO提案型協働創出事業」とは

CSOとは、日本語で市民社会組織の略でNPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体を含めた総称であり、そのCSOから「もっと質の高い」「もっと住民ニーズに合う」「もっと効率的な」といった公共サービス業務改善の提案を募り、検討・協議し、行政との協働で実施する事業

(6) おわりに

基山町まちづくり基本条例では、「町民がまちづくりの主体」であることを基本理念として、町民・議会・町の執行機関が情報を共有し、相互に協働することで、「町民主体の自治の実現」を図ることが謳われています。

これからのまちづくりでは、町民、地域の各組織、議会、行政が、それぞれ独自の機能に応じた役割を分担して、町や地域の問題解決を図ることが必要です。



令和6年度

基山町協働化推進計画

作成・基山町 まちづくり課 協働推進係

〒841-0204佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666番地

Tel: 0942-92-7935 fax: 0942-92-0741